

**【表紙】**

|            |   |
|------------|---|
| 【提出書類】     | 臨時報告書   |
| 【提出先】      | 近畿財務局長  |
| 【提出日】      | 平成26年11月26日   |
| 【会社名】      | 株式会社森組  |
| 【英訳名】      | Mori-Gumi Co.,Ltd.  |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 村上 和朗   |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府中央区道修町 4 丁目 5 番 17 号   |
| 【電話番号】     | 06 ( 6201 ) 5898  |
| 【事務連絡者氏名】  | 理財部長 黒飛 勝之  |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪府中央区道修町 4 丁目 5 番 17 号   |
| 【電話番号】     | 06 ( 6201 ) 5898  |
| 【事務連絡者氏名】  | 理財部長 黒飛 勝之  |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社森組 東京本店<br>( 東京都中央区日本橋大伝馬町10番 6 号 )<br>株式会社東京証券取引所<br>( 東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号 ) |

## 1【提出理由】

当社は、リスト株式会社（以下「リスト」という）に対し、平成25年1月9日付で東京地方裁判所に請負代金支払請求訴訟を提起し、現在係争中ですが、リストより本訴に対する反訴が平成26年11月18日付で東京地方裁判所に提起されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### （1）反訴の提起があった裁判所及び年月日

裁判所 東京地方裁判所

提起日 平成26年11月18日（反訴状受領日 平成26年11月25日）

### （2）反訴を提起した者

名称 リスト株式会社

所在地 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地

代表者の氏名 代表取締役 北見 尚之

### （3）反訴に至った経緯

当社は、リストに対し、リストより受注した分譲マンション（以下「本件建物」という）建築工事の建物引渡時金889,350,000円の支払いを求めて、平成25年1月9日付で東京地方裁判所に請負代金支払請求訴訟を提起しました。一方、リストは、当社に対し、本件建物の引渡しを求めて、平成25年1月11日付で横浜地方裁判所に建物引渡等請求訴訟を提起しました。

両訴訟は、本件建物瑕疵の有無が共通の争点であることから、平成25年2月21日付で東京地方裁判所において併合して審理することに決定されました。

さらにリストは、当社に対し、平成25年3月6日付で東京地方裁判所に不動産引渡断行仮処分命令申立訴訟を提起しましたが、リストが残請負代金のうち金689,350,000円を支払うとともに、預託金161,025,000円に当社の質権を設定し、当社は本件建物をリストに引き渡すことで和解しました。

これに伴いリストは、建物引渡等請求訴訟を取り下げ、当社は、請負代金支払請求訴訟の請求額を未受領額等に減縮して引き続き係争中ですが、この度、リストより本件建物に瑕疵（建物壁内の下地材に発生したカビ）があるとして、補修費等の損害賠償請求の反訴の提起がなされました。

### （4）反訴の内容

当社は、リストに対し、金750,094,252円およびこれに対する反訴状送達の日から支払い済みに至るまで年6分の割合による金員を支払え

訴訟費用は当社の負担とする

### （5）今後の見通し

当社といたしましては、本件建物にはリストが主張するような瑕疵は存在せず、損害賠償請求には何ら根拠がないことから、裁判において当社の正当性を主張して適切に訴訟を進めてまいります。

本反訴が当社の業績に与える影響は、現段階ではないものと判断しておりますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上